一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和六十一年一月七日農林水産省告示第二十四号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成三十年六月七日
　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和六十一年三月四日農林水産省告示第三百四十二号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成三十年六月七日
　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和六十一年九月十五日農林水産省告示第八百八十七号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成三十年六月七日
　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和五十八年九月二十八日農林水産省告示第千七百三十六号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成三十年六月七日
　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和六十二年七月十五日農林水産省告示第八百七十七号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに安芸市役所及び芸西村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成三十年六月七日
　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡豊浦町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、岩見沢市・勇払郡むかわ町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(三)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(四)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
　岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　豊浦町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、岩見沢市・むかわ町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北見市・勇払郡むかわ町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
三(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
　稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北見市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐は択伐による。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成三十年六月七日
　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）